

都市計画における都道府県の役割について

— 千葉県における都市づくりビジョンと 広域都市計画マスタープランの策定 —

元千葉県都市整備局長
認定都市プランナー 小川 剛志

近年の行政改革に伴う地方分権により、都市計画の決定権限は都道府県から市町村に移り、まちづくりの主体は基礎自治体である市町村となっています。

都道府県は、都市計画区域の指定、都市計画区域マスタープラン、区域区分（線引き）、高速道路等の幹線道路の計画決定など、かなり限定的となりましたが、地方分権下の都市計画における都道府県の役割について、千葉県の新たな取り組みについてご紹介したいと思います。

市町村へのまちづくり支援体制の強化

取り組みの一つ目が、市町村へのまちづくり支援です。

県の都市計画課内に「まちづくり支援室」を設置し、市町村からのまちづくり相談の窓口を開設しています。

市町村の相談の中には県庁の色々な部局が関係するものもあり、「各課をたらいまわし」にならないよう、支援室を「県庁のワンストップ窓口」としました。

また、個別規制法との調整についても一元化し、各部局との説明や調整の場を設けています。

支援メニューについても拡充を図っており、市町村を回ってのプッシュ型支援により、高速道路ＩＣを活かした多様な産業の受け皿づくりのための助言や指導を行っています。

また市町村では、都市計画分野の人材育成が必ずしも十分でないため、新人職員への講習会や先進地の視察、補助金等の手続きの指導も行っています。

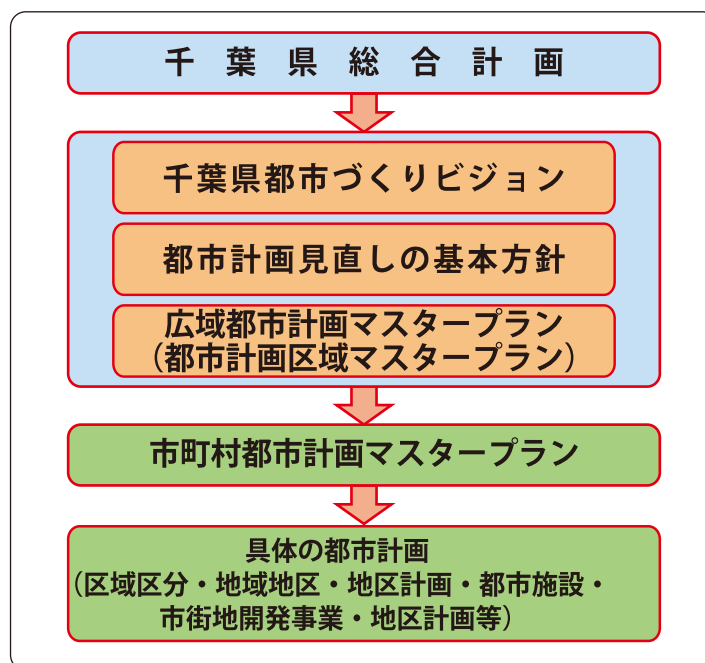
また、市町村のまちづくりの課題を集め、県・市町村合同の研究会を開催し、その成果を施策提言として発表しています。

さらに、具体的なまちづくりプロジェクトを進めたい市町村に対しては、県職員を派遣するなど人的支援も行っています。

都市づくりビジョンの策定

取り組みの2つ目として、2023年に今後の県内の都市づくり・まちづくりの方向性を市町村や県民に示すための「千葉県都市づくりビジョン」を策定しました。

千葉県総合計画に基づき、都市計画・まちづくり分野での将来的な目標と方向性を示すビジョンとして位置付けています。



都市づくりビジョン策定の背景と目的

千葉県では、これまで人口増加に伴う市街化圧力に対し、都市計画による土地利用の整序と都市基盤整備の推進により人口や産業等の受け皿を作り地域の振興を進めてきました。しかしながら令和2年をピークに県の総人口が減少に転じ急激な少子高齢化の進行が見込まれることから、これまでの人口増加を前提とした都市計画から減少に対応する都市計画への大きな転換を行うこととしました。

また激甚化・頻発化する災害や大規模地震。新型コロナウイルスを契機とした新たなライフスタイルへの変化、SDGsへの対応。そして県民の生活圈や経済活動の広域化。高速道路網、成田空港など社会インフラの充実など、大きく変化する社会経済情勢に対応していくため都市計画においても市町村の行政区域を超えた広域的な視点が求められています。

地方分権によりまちづくりの主体は市町村となりましたが、「都市計画区域マスタープラン」は県が策定することとされ、令和7年度に見直しを行う予定であることから、これに先立ち広域自治体である県として、概ね30年先を見据え、将来の千葉県における「都市の姿」を描き、県民の暮らしや産業等の基盤づくりなど、今後の都市づくりの方向性を示すことを目的として「都市づくりビジョン」を策定することとしました。

都市づくりビジョン策定の内容

〇目指すべき都市の姿

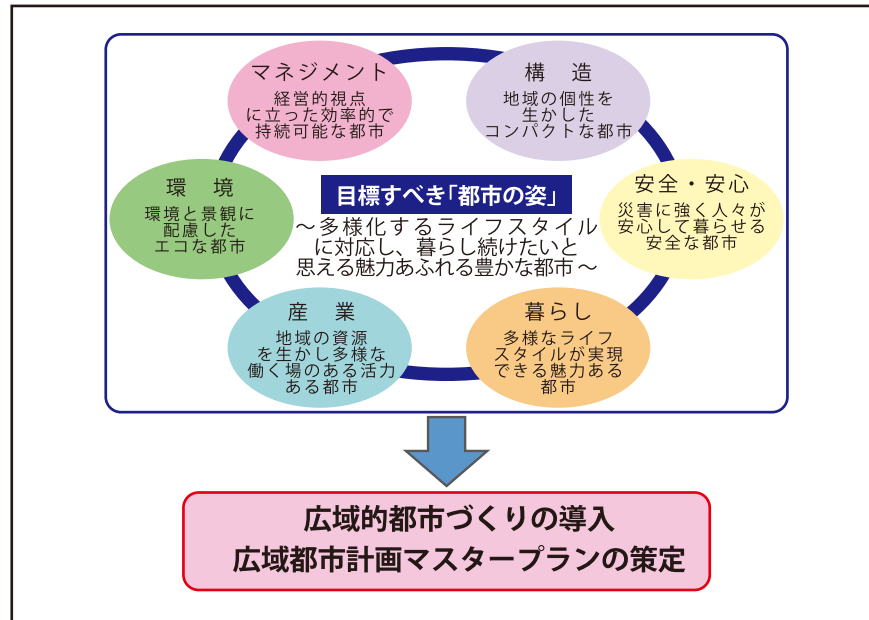
今後の本県の都市の姿を「多様化するライフスタイルに対応し、暮らし続けたいと思える魅力あふれる豊かな都市」としました。

○都市づくりの目標と方向性（6つの目標と10の方向性）

都市づくりについて「①構造、②安心・安全、③暮らし、④産業、⑤環境、⑥マネージメント」の6つの視点から都市づくりの目標と方向性を示しています。

特に、人口減少や今後の財政の逼迫などを踏まえ、経営的な視点に立った効率的で持続可能なまちづくりを提案しています。

これまで策定したビジョンやマスタープランには、都市経営の視点を入れたものはありませんでしたが、時代の変化を踏まえ、新たな拠点として加えています。



- | | | |
|---------|--------|-------------------------|
| 構 造 | 【目 標】 | 地域の個性を生かしたコンパクトな都市 |
| | 方向性 01 | 多彩な拠点を持つコンパクトな都市づくり |
| | 方向性 02 | 拠点をつなぐネットワークづくり |
| 安心・安全 | 【目 標】 | 災害に強く人々が安心して暮らせる安全な都市 |
| | 方向性 03 | 地震・風水害など災害に強い安全な都市づくり |
| 暮 ら し | 【目 標】 | 多様なライフスタイルが実現できる魅力ある都市 |
| | 方向性 04 | 多様なライフスタイルの人にやさしい都市づくり |
| | 方向性 05 | 空き家や空き施設を再生し賑わいのある都市づくり |
| 産 業 | 【目 標】 | 地域資源を活かし多様な働く場のある活力ある都市 |
| | 方向性 06 | 多様な産業が成長する都市づくり |
| 環 境 | 【目 標】 | 環境と景観に配慮したエコな都市 |
| | 方向性 07 | カーボンニュートラルに取り組む都市づくり |
| | 方向性 08 | 身近な緑や景観を守り育む都市づくり |
| マネージメント | 【目 標】 | 経済的視野に立った効率的で持続可能な都市 |
| | 方向性 09 | 都市経営の視点による持続可能な都市づくり |
| | 方向性 10 | I C T等の新技術によるスマートな都市づくり |

◆ビジョンを実現するための広域的な都市づくりの視点◆

近年の県民生活や経済活動の広域化を踏まえ、都市づくりビジョンの実現のため、広域的な都市づくりの視点を取り入れることとし、これまでの都市計画区域・市町村ごとの都市計画区域マスタープランから広域的なマスタープランへの転換を図るべく「新たな広域都市計画マスタープランの策定」を位置付けています。

● 広域的都市づくりの視点

- (1) 成田空港等の国際拠点を活かした拠点の形成
- (2) 広域道路ネットワーク等の構築
- (3) 広域道路ネットワークを活かした I C 周辺等の産業の受け皿づくり
- (4) 流域治水等の広域的な防災・減災対策
- (5) カーボンニュートラルな都市づくり
- (6) 広域的な視点に立った土地利用
- (7) 公共施設等の広域化・共同化と効率的な都市経営

● 今後の都市づくりを支える取り組み

- (1) 広域的な視点に立ったマスタープランの策定
- (2) D X を活かした都市づくりの見える化と情報発信
- (3) 産業・環境・健康福祉・防災分野等との施策の連携
- (4) I C T・A I 等の新技術の導入・社会実験の推進
- (5) 産・官・学・民の連携と民間活力の導入
- (6) 県民参加や子どもたちの都市づくりを学ぶ機会の提供
- (7) 広域的連携を行う場づくりと市町村の都市づくり支援

広域都市計画マスタープランの策定

◆ 広域都市計画マスタープラン策定の背景と目的 ◆

県民の生活圏や経済圏の拡大、さらに広域道路ネットワーク整備の進展等を踏まえ都市づくりビジョンにおいて、広域的な視点によるまちづくりが位置付けられたこと。またこれまで、本県では都市計画区域の指定が概ね市町村ごとにされてきたこと。そして市町村の都市計画の見直しにおいて隣接市町村との道路や土地利用などの不整合が生じ今後生じる恐れがあることから、市町村の枠を超えた広域的な視点での都市づくりが求められています。

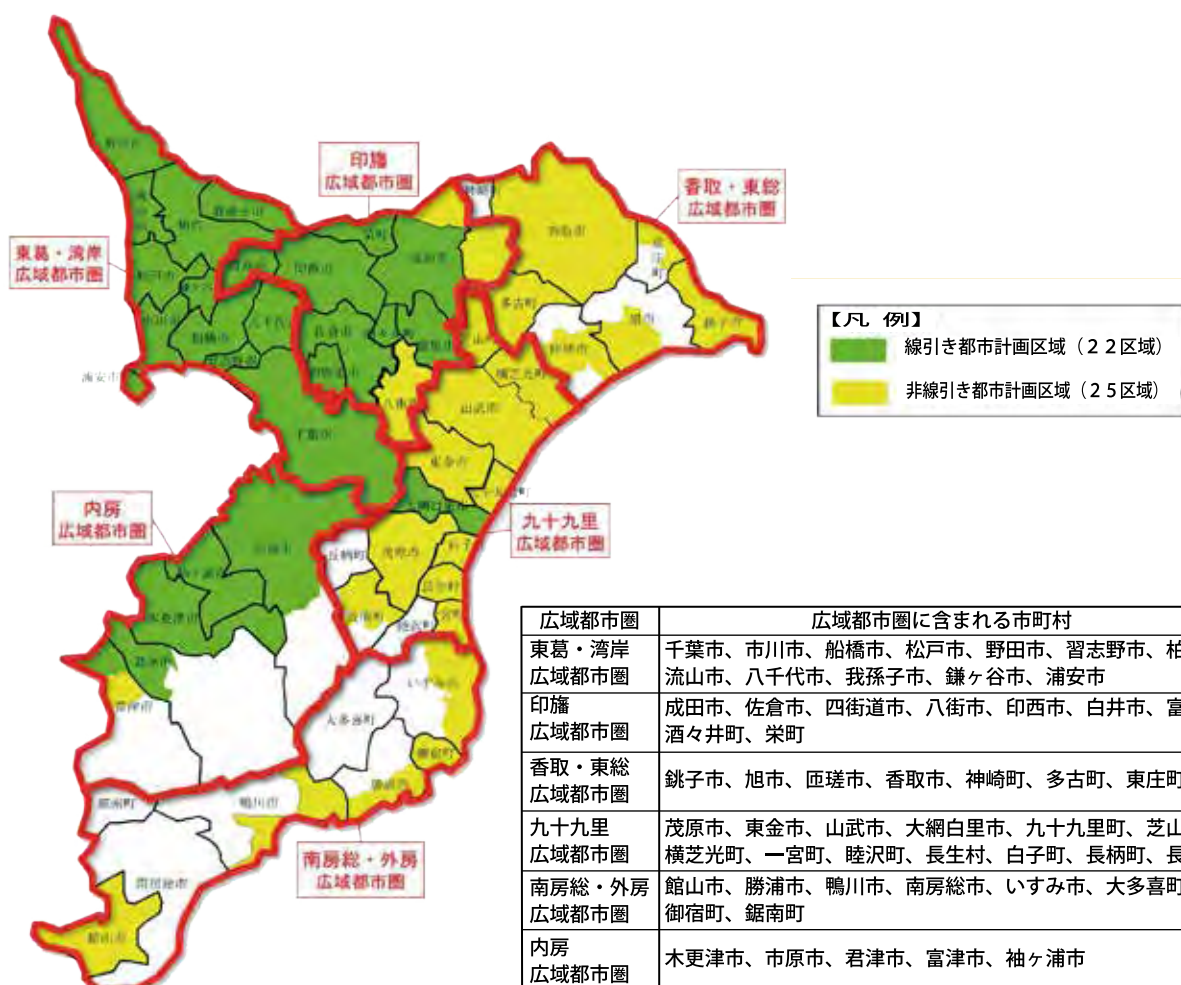
そのため広域自治体である県として、長期的かつ広域的な視点に立った都市政策や市町村間の調整を担うとともに、本県の都市づくりがより良い方向へ進むよう、これまでの都市計画区域ごとのマスタープランではなく、各圏域ごとに県・市町村そして地域住民などが一体となって共有すべき都市づくりの方向性を示した「広域都市計画マスタープラン」を策定することとしました。

◆ 広域都市計画マスタープランの対象範囲とゾーンの設定 ◆

広域都市マスタープランでは、都市計画区域のみだけでなく都市計画区域外も含めた県全域を対象としました。これは都市計画区域に指定されていない区域外の地域においても、高速道路等の広域的な幹線道路等の都市計画の決定は必要であり、また、ごみ処理場、し尿処理場、火葬場、公園などの都市施設、そして土地利用・開発・環境保全に対するルールについても区域外も入れることで、都市施設の共同化の促進や課題への共通認識の醸成など、広域マスタープランとしての機能と効果を期待しました。

広域都市圏の設定は、地形等の自然条件、既存の鉄道・道路等の交通施設、生活圏や経済圏、そして土地利用の状況及び見通しなどを勘案し、県総合計画のゾーンを踏まえ 6 圏域を設定しました。

各広域都市圏には、線引き都市計画区域、非線引き都市計画区域のほか、都市計画区域外の市町も入ることとなります。

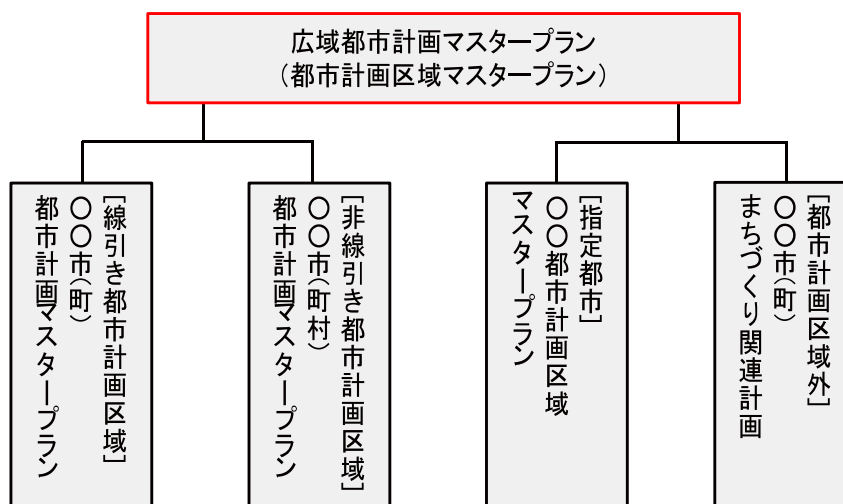


◆ 広域都市計画マスタープランの体系 ◆

広域都市計画マスタープランの体系として、都市計画区域を対象とした「都市計画区域マスタープラン」と複数の市町村からなる広域都市圏を対象とした「圏域マスタープラン」の2層の計画で構成し、区域マスタープラン部分は法定計画として、圏域マスタープラン部分は、任意に設定する計画となります。

そして、市町村の定める都市計画マスタープランは、県が定める広域都市計画マスタープランに即して定めることとなります。

ただし政令指定都市の場合は、都市計画区域・市町村マスタープランは市で決定できることとなっています。



◆ 広域都市計画マスタープランの構成と内容 ◆

広域都市計画マスタープランの構成として、広域都市圏として都市づくりの目標と方向性、高速道路や広域幹線道路、ごみ焼却場などの広域的な都市施設。圏域内の拠点や新たな産業の受け皿開発など、広域的に定める必要がある事項や共通事項の部分。そして、都市計画区域ごとに定める法定事項の2層構造としています。

(広域都市圏として定める事項)

- 1 都市づくりの基本理念
- 2 現状と課題
- 3 目指すべき将来像
- 4 広域都市圏の都市づくりの目標と方向性
- 5 広域的に定めるべき都市計画・都市政策等の方針
 - ①広域的に決定し整備すべき広域幹線道路、維持すべき交通施設
 - ②広域公園、下水道・込み焼却場・火葬場等の処理施設
 - ③都市機能を集積すべき拠点、中心的な生活拠点、産業拠点
 - ④広域的に保全すべき農地・森林や自然環境・景観など
 - ⑤広域的に調整すべき土地利用のルール
 - ⑥流域治水等の安心・安全のための取り組み

(都市計画区域に定める法定事項)

- 1 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
- 2 主な都市計画区の決定の方針
 - ①土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
 - ②都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
 - ③市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
 - ④自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
 - ⑤農地・森林等の保全と開発に関する方針

(都市計画区域外の自治体が定める事項)

- 1 都市計画区域の指定に関する方針
- 2 主要なまちづくりの方針
 - ①土地利用に関する方針
 - ②都市施設に関する方針
 - ③市街地整備・開発に関する方針
 - ④農地・森林・自然的環境の保全に関する方針

◆ 協議会方式による広域都市計画マスタープランの検討 ◆

そして、今回の広域都市計画マスタープランの特徴として、各ブロックごとに県と市町村をメンバーとした協議会を設け、相互の連携と調整を図りながら策定していく方式を採用していることです。広域的なまちづくりをマスタープランの策定時から具現化することを狙ったものです。

最後に今回のテーマとした、地方分権下の都市計画において、千葉県では広域自治体として、市町村へのまちづくり支援と新たな広域的な視点による「広域都市計画マスタープラン」の策定を市町村と連携して行っています。

今後この取り組みが発展し、人口減少時代においても地域が連携し、独自の魅力的な地域づくり・まちづくりが進むことを期待しています。